

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

人事給与及び人事考課等 OA 化事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次のとおり公告する。

平成 28 年 4 月 21 日

津島市長 日 比 一 昭

1 業務の概要

(1) 業務名

人事給与及び人事考課等 OA 化事業

(2) 業務の目的

現在、本市において経年使用している人事給与システムを刷新するとともに新たに人事評価システムと庶務管理システムを整備し、マイナンバー制・標準報酬制施行後事務、人事考課制度本格実施に伴う給与等反映処理及び時間外勤務命令の管理並びに各種届出のペーパーレス化により庁内全体の事務作業効率化と従来作業に係る人的コスト削減を実現するものである。

また、今回構築するシステムは、国や県が推進する自治体クラウドとして自庁設置型ではなくデータセンター等の外部施設にサーバを預けるクラウド型のサービス形態とし、カスタマイズを最小限に抑えたパッケージ導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡り IT コストの抑制を実現するものである。

(3) 業務の内容

人事管理システム、給与管理システム、人事評価システム及び庶務管理システムの構築

(4) 構築期間 平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月 28 日まで

(5) 稼働日 平成 29 年 1 月 1 日

(6) 利用期間 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで

2 参加資格

1 の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、単独事業者又は第三者賃貸方式による契約を希望する者でそれぞれの役割を明確にした二者のうち代表者である者（以下「代表事業者」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成 28・29 年度津島市入札参加資格審査申請要領【物品その他】に規定する入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者で

あって、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める種目に登録があること。

	種目
単独事業者	コンピュータサービス
代表事業者	コンピュータサービス
第三者賃貸方式を希望する者のうち代表事業者でない者	リース・レンタル

- (2) 指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) プライバシーマークを取得し、又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けている者であること。
- (7) 他の地方公共団体において、過去 5 年間に同種のシステムの導入実績があること。
- (8) 第三者賃貸方式を希望する者のうち代表事業者でない者についても、(2)か

ら(6)までの要件を全て満たすこと。

- (9) 入札参加資格者名簿に未登録の者には、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものに限る。）を提出し、確認を受けた結果、入札参加資格があると認められる場合には、本プロポーザルに参加することができるものとする。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書 （国税）	法人の方「その3の3」 個人の方「その3の2」
納税証明書 （愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）

3 選考方法

上記2の参加資格をみたいしているプロポーザル参加者の提出書類の書面審査及びデモンストレーションの審査を行い、その内容を津島市プロポーザル選考委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

津島市市長公室人事秘書課（担当 小坂井、伊藤）

電話番号 0567-24-1111（内線 2313）

ファクシミリ番号 0567-24-1791

電子メールアドレス jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付方法

平成28年4月21日（木）から同年5月18日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、津島市の休日を定める条例（平成元年津島市条例第28号）第1条に規定する本市の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（津島市ホームページにおいてもダウンロード可）

URL <http://www.city.tsushima.lg.jp/shisei/zaisei/nyuusatsukeiyaku/jinkyu-sys-proposal.html>

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書

(2) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。

必ず電話連絡等で4(1)の担当部局にへ到着確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の件名には事業者名を必ず記載して送信すること。

ウ 質疑期限

平成28年5月6日（金）午後5時までに必着

※質疑期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

オ 回答日

平成28年5月11日（水）までに回答

(4) 調査票等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

① 参加申込書等（実施要領様式第1から第4までのうち必要とするもの。）

② 調査票等（実施要領様式第5から第12まで。）

※提出書類の詳細は、実施要領に従うこと。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出期限

① 参加申込書等 平成28年5月18日（水）午後5時までに必着

② 調査票等 平成28年5月25日（水）午後5時までに必着

エ 提出方法

提出する紙原本には代表者印を押印して提出し、上記データをPDF形式で保存したCD-ROM1枚を持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けるものとする。郵送事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 審査方法

ア 実施日 平成28年6月1日（水）

イ 審査形式 書類審査及びデモンストレーション

(6) 審査結果の通知

審査を受けたすべての事業者に対し、審査の結果を通知する。

ア 通知日 平成 28 年 6 月 3 日（金）

(7) その他

ア 失格となる調査票等

調査票等が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。
なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された調査票等は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。